

Royal Health Club

ロイヤルヘルスクラブ〔細則〕

第1条(入会金、入会保証金)

入会金及び入会保証金は次の通りとします。

会員	入会金(消費税別途)	入会保証金	合計(消費税別途)
個人会員	1,900,000 円	1,100,000 円	3,000,000 円
レディース会員 (1年会員を除く)	1,900,000 円	900,000 円	2,800,000 円
法人会員	1,900,000 円	1,100,000 円	3,000,000 円
家族会員	1,900,000 円	750,000 円	2,650,000 円

第2条(年会費)

会則第5条の会員の年会費は次の通りとします。

1.個人会員	360,000 円	
2.レディース会員	360,000 円	
3.法人会員(1名分)	360,000 円	
4.家族会員	360,000 円	
5.レディース1年会員	会員の配偶者又は1親等の親族 会員のその他の同居親族	360,000 円 720,000 円

※すべて消費税別途

第3条(利用料)

会員の利用は無料です。会員同伴のビジターは1名1回6,000円(消費税別途)とします。

第4条(年会費、利用料等のお支払い)

年会費、利用料及びその他のお支払いは次の通りとします。

- 1.年会費は毎年1月末日までに1年分を前納して頂きます。レディース1年会員の年会費は入会月に前納して頂きます。尚、年会費は会社が指定する集金代行会社(株式会社セディナ)を通じて、預金口座振替(自動引落し)制度によりお支払い頂きます。
- 2.ビジターの利用料は施設ご利用の都度お支払い頂きます。
- 3.リラクゼーション代、飲食代及びその他のお支払いはご利用の都度お支払い頂きます。

第5条(名義変更料)

会則第13条の名義変更料は各会員共1名につき200,000円(消費税別途)とします。

第6条(据置期間内における入会保証金の返還率)

会則第9条の第1項の据置期間内においては、会則第10条各号の事由により退会する場合の入会保証金返還額は次の通りとします。尚、会則第10条2号ないし6号の場合、控除額に対する消費税をご負担頂きます。

①死亡	入会保証金の100%
②傷病等による退会	入会保証金の90%
③転勤、転居、その他自己都合による退会	入会保証金の80%
④除名	入会保証金の70%
⑤破産宣告	入会保証金の70%
⑥法人の解散、法的整理、内整理	入会保証金の70%

第7条(年会費の返還)

前納の年会費は、レディース1年会員を除き、退会時に未経過の期間分を月割にして返還します。但し1ヶ月未満の日数分については返還しません。

第8条(レディース1年会員)

レディース1年会員の年会費は、会則第19条第2項の場合を除いて、途中退会の場合にも返還しません。レディース1年会員については、入会金、入会保証金は不要です。

第9条(料金等の変更)

年会費、入会金、入会保証金、利用料、名義変更料等については、経済情勢の変動により変更させて頂く場合があります。

第10条(届出事項)

会員は住所又は連絡先、その他入会申込書の記載事項に変更のある場合には、変更後1週間以内に会社にお届け下さい。

第11条(会員証の返還及び再発行)

会員が資格を喪失したときは直ちに会員証を会社にお返し下さい。会員証を紛失したり汚損した場合には速やかに会社にお届け下さい。会員証の再発行をさせて頂きます。

第12条(施設利用等の遵守事項)

施設ご利用に際し次の事項を遵守して下さい。

- 1.現金、貴重品は本クラブのフロントへお預け下さい。
- 2.禁止事項について
 - ①酒気を帯びてのご利用は危険ですのでなさないで下さい。
 - ②刺青、タトゥーをされた方のご利用はお断りします。
 - ③皮膚疾患、外傷等の場合のご利用はなさないで下さい。
 - ④周囲に感染する危険のある感染症をお持ちの方、或いはその疑いのある方はご利用なさないで下さい。
 - ⑤ヘルスクラブ内での飲食は決められた場所以外ではなさないで下さい。
 - ⑥ジム、プールサイド、休憩室等での携帯電話のご利用はなさないで下さい。
 - ⑦クラブ施設内では撮影行為(ビデオ、カメラ等)はなさないで下さい。
 - ⑧クラブ施設内では物品並びにその他証券等の販売・取引行為、及び有償・無償を問わず指導サービスの提供、勧誘、斡旋等施設利用の本旨に反する行為はなさないで下さい。
 - ⑨ヘルスクラブ内は全面禁煙となっておりますので、喫煙はご遠慮願います。
- 3.ジムのご利用について
 - ①ご利用の際は室内用シューズの着用をお願いします。
 - ②トレーニング前には必ず体調チェックを受けてから運動を開始して下さい。その日の体調によっては、運動を中止して頂く場合もございます。
 - ③トレーニング機器利用の際は必ずトレーナーの指示を受けて下さい。
- 4.プールのご利用について
 - ①プールの水質保全のため、ご利用前に必ずシャワーを浴びて下さい。水に溶けやすいお化粧、日焼け止めクリーム等のオイル類は落としてからご利用下さい。
 - ②プールではスイミングキャップを必ず着用して下さい。
 - ③遊泳中は、眼鏡、時計、イヤリング等の装身具、及びシュノーケル、足ひれ、水中眼鏡(遊泳用は除く)等は接触した場合、危険ですので着用なさないで下さい。
 - ④プールサイドからの飛び込みは危険ですのでなさないで下さい。
 - ⑤水に潜ったり、故意に水しぶきをあげる等、他の利用者に迷惑になるような行為はなさないで下さい。
- 5.スパ(浴室)・サウナのご利用について
 - ①浴槽はよくシャワーを浴びてからご使用下さい。又、水中でタオルや石鹸のご使用、洗髪はお止め下さい。
 - ②サウナ内ストープに水をかける行為は危険ですのお止め下さい。
 - ③サウナ内で水着等を乾燥させたり、濡れたタオル等を絞ったりすることはお止め下さい。
 - ④サウナ内へタオル以外の物を持ち込むことはお止め下さい。
 - ⑤毛染めはお止め下さい。
- 6.メンバーズラウンジのご利用について
 - ①ご利用は原則として会員、又は会員同伴ビジターの利用とさせて頂きます。
 - ②小学4年生以下のご利用はできません。
- 7.お願い事項について
 - ①会員の自己健康維持管理のため、ヘルスクラブご利用時、血圧、心拍数(脈拍数)等を確認して頂きます。これらの計測値につきましては、ヘルスクラブに備え置きのパソコンに入力・保存し会員各人の健康維持管理数値として、会員ご自身による継続的自己健康管理ができるよういつでもご自身の記録に限りご覧頂けます。加えて、クラブ専任医師の診断資料とさせて頂きます。尚、クラブ専任医師の判断により、数値の変動等による体調不良が危惧される場合、問診、或いは健康診断の結果、運動を制限すべき疾患が疑われたり、身体活動を自ら管理することが困難であると会社が判断した場合、クラブのご利用を一時停止頂く場合があります。
 - ②原因の如何を問わず、身体に運動制限のある場合、クラブ専任医師の診断により、補助者同伴のご利用をお願いする場合があります。
 - ③クラブ施設内での会員間のトラブルには、原則として会社は介入しません。
- 8.その他クラブ係員並びにトレーナーの指示による事項はお守り下さい。

以上の事項を遵守されない場合には本クラブ施設の一定期間の利用を中止して頂くことがあり、場合により除名することがあります。

